

記入例
(普通徴収)

給与支払報告書
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度											
(宛先) 秋田県田利本荘市長		所在地		〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地		特別徴収義務者 指 定 番 号		12345											
令和 年		フリガナ		ホンジョウ		担連 当 絡 者 先		所 属 氏 名											
月 日 提出		氏名又は名称		株式会社 HONJO				総務課人事給与係 本荘 由利子											
		個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話 0184-24-6302 内線(123)											
給 与 所 得 者	フリガナ	ホンジョウ ユリオ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏 名	本荘 由利雄																	
	生年月日	大正・昭和平成 10 年 1 月 1 日																	
	宛名番号	1000123456																	
	個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0							9	8
	受給者番号	6302																	
	1月1日 現在の住所	由利本荘市本荘17番地																	
異動後の 住所																			
		12,600		5,600		7,000													

1. 特別徴収継続の場合(給与所得者が、転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)															新しい勤務先へは、月割額 円を			
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人番号					徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	〒										担 当 者	所 属 氏 名					
	フリガナ											連 絡 先	電 話					
	氏 名 又 は 名 称											内線()						
受給者番号															納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			
															右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) ※1月1日から4月30日までに退職した場合は、原則、一括徴収することが義務付けられています。															左記の一括徴収した税額は、	
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円		

3. 普通徴収の場合(1. 2. に当てはまらない場合に記入してください。)															※市 記 入 欄		年 度		Z		G		E		済		月 期		始 期		月 期	
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため															年 度	Z	G	E	済	月 期	始 期	月 期								
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																														
		3. 死亡による退職であるため																														

に係る給与所得者異動届出書

3. 普通徴収の場合(1. 2. に当てはまらない場合に記入してください。)												
理由	右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										
		記入欄	年度	Z		G		E		済	月期	始

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

新しい勤務先と必ず連絡を
取ってからご提出ください。

新しい勤務先へは、月割額 **1,000** 円を
11 月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

新たに割り振った受給者番号
があればご記入ください。

3. 普通徴収の場合(1. 2. に当てはまらない場合に記入してください。)										※市記入欄	年度	Z	G	E	済	月 期	始	月 期		
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため																	年度	Z
		年度	Z		G		E		済	月 期	始	月 期								

記入例

普通徴収から特別徴収への切替届出書

(宛先) 秋田県由利本荘市長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 1 7 番地												特別徴収義務者 指 定 番 号	12345		
		フリガナ	ホンジョウ												連 担 絡 当 先 者	所 属	総務課	
		名 称	株式会社 HONJO													氏 名	本荘 由利子	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		3	電 話	0184-24-1234 内線(123)

給 与 所 得 者	1	フリガナ	ホンジョウ ユリオ												普通徴収 切替期別	希望する期別を○で囲んでください。 第[1 ・ 2 3 ・ 4]期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収へ切替できません												この例では、第2期までは従業者本人が納付書で納め、第3期以降について9月支給分の給与から天引きをする内容となっています。
		氏名	本荘 由利雄																									
		生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 10 年 1 月 1 日																									
		宛名番号																										
		1月1日住所	由利本荘市 本荘 1 7 番地																									
		現住所	秋田市秋田 2 7 番地 ※1月1日住所と異なる場合に記入してください。																									
	2	フリガナ													普通徴収 切替期別	希望する期別を○で囲んでください。 第[1 ・ 2 ・ 3 ・ 4]期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収へ切替できません												※市記入欄 期納付済 Z G E 済 始 月 月 期 期
		氏名																										
		生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日																									
		宛名番号																										
		1月1日住所	由利本荘市																									
		現住所																										
毎月振込の際に、本市から送付した納入書を使用しない場合は「2」を選択してください。																												

注意事項(必ずご確認ください) ○普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収に切替えることができません。 本人宛送付している納付書でご本人が納付していただくよう必ずお伝えください。 ○変更通知書は、当市受付の翌月中旬までにお送りください。 特徴開始月は、変更通知書の送付日と貴事業所の給与支払期が一致する月です。 ○年金特別徴収による市・県民税の税額がある方について														納入書の可否	2	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
月割額について、いつまでに通知が必要かご記入ください。 通知が間に合わない場合のみ、電話連絡いたします。														月割額の連絡	9 月 10 日	必要な場合のみ記入してください。 ※通知が間に合わない場合のみ電話連絡します。

記入例

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(宛先) 秋田県 由利本荘市長 令和・年・月・日	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地												特別徴収義務者 指定番号		12345	
		氏名又は名称	本荘 株式会社												連絡先	所属	総務課	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		3	氏名	本荘 由利子
														電話	0184-24-1234 内線(123)			

	変更前				変更後							
フリガナ	ホンジョウ				ホンジョウ							
氏名又は名称	株式会社 HONJO				本荘 株式会社							
住所(居所) 又は所在地	〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地				〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地							
電話番号	(0184) 24 - 1234				(0184) 24 - 1234							
変更事由	1. 氏名又は名称の変更 4. 特別徴収事務の一本化				2. 住所(居所)又は所在地の変更 5. 事務所等の廃止				3. 合併 6. その他()			
	合併後に存続する 法人(合併法人)名称											
	合併後に使用する 特別徴収義務者指定番号								変更年月日		令和6年10月1日	

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、送付先(氏名・住所・電話番号)を記入してください。

送付先	フリガナ		
	氏名又は名称		
	住所(居所) 又は所在地	〒	(電話)

3. 合併の場合、継続して使用したい特別徴収義務者指定番号があれば記入してください。
ただし、納税管理の都合上、ご希望に添えない場合もありますのでご承知おきください。

※誤読を避けるため、氏名又は名称には必ずフリガナを記入してください。

記入例

市 民 税 県 民 税															納 入 申 告 書														
由利本荘市長															令和3年4月5日提出														
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。															令和3年3月分					人 員					2人				
退職手当等支払金額															十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	30000000				
特別徴収 税 額					市 民 税									1	0	5	0	0	0	0									
					県 民 税										7	0	0	0	0	0									
特別 徴 収 義 務 者	住所（居所） 又は所在地					秋田県由利本荘市尾崎17番地										(受付印)													
	氏 名 又は名称					株式会社 HONJO																							
	法人番号又は 個人番号					1	2	3	4	5	6	7	8	9	0						1	2	3						
退職手当等に 係る分離課税 の内訳は右記 のとおりです。					氏 名					勤続年数					退職手当等の支払金額					市 民 税					県 民 税				
					本荘 太郎					35年					20,000,000円					45,000円					30,000円				
					西目 由利江					20年					10,000,000円					60,000円					40,000円				

記入例

特別徴収税額の納期の特例に係る申請書

令和 6 年度 6 月分以降の特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第 3 2 1 条の 5 の 2 の規定による承認方を申請します。

(宛先) 秋田県 由利本荘市長 令和 . 年 . 月 . 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地 〒 015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 1 7 番地													特別徴収義務者 指定番号 12345	
		氏名又は名称 株式会社 HONJO													連絡先	所属 総務課
		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	氏名 本荘 由利子													
			電話 0184-24-1234 内線 (123)													
この申請の日前 6 ヶ月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額(臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別に、その人員及び支払金額をカッコ内に記入してください) ※賞与等の臨時の給与の金額を含む ※様式提出先の市区町村以外の全市区町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額	令和 5 年 1 2 月	5 人 (人) 555,000 円 (円)		令和 6 年 3 月		5 人 (人) 555,000 円 (円)										
	令和 6 年 1 月	5 人 (人) 555,000 円 (円)		令和 6 年 4 月		5 人 (人) 555,000 円 (円)										
	令和 6 年 2 月	5 人 (人) 555,000 円 (円)		令和 6 年 5 月		5 人 (人) 555,000 円 (円)										
現に市税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																
この申請の日前 1 年以内において取消しの通知を受けたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日 承認取消) ・ 無															
備考																

記入例

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

地方税法施行令第48条の9の11の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

(宛先) 秋田県 由利本荘市長 令和・年・月・日	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒 015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 1 7 番地													特別徴収義務者 指定番号		12345	
		氏名又は名称	株式会社 HONJO													連絡先	所属	総務課	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		氏名	本荘 由利子	
																	電話	0184-24-1234 内線(123)	
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)																		
その他 参考となるべき事項																			

【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者の職氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

記入例

特別徴収税額通知受取方法変更届出書

		※市記入欄																							
(宛先) 秋田県由利本荘市長 令和 ● 年 ● 月 ● 日 提出		給与支払者 特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒 015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地										特別徴収義務者 指 定 番 号	12345										
			名称 (氏名)	株式会社 HONJO										担 連 当 絡 者 先	所属	総務課人事給与係									
			eLTAX 利用者ID	abc12345678											氏名	本荘 由利子									
			法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2	3	電話	0184-24-6302 内線(123)						

特別徴収税額通知書の受取方法について次のとおり変更を希望します。

事 項		変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。		変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。	
受取方法	特別徴収義務者用	☒ 電子データ	☐ 書面	☐ 電子データ	☒ 書面
	納税義務者用	☐ 電子データ	☒ 書面	☒ 電子データ	☐ 書面
フリガナ		エイチオーエヌジェイオーゼットイーアイエムユーアンダーバーゼロイチ		ワイユーアールアイエイチオーエヌジェイオーアンダーバーゼロイチ	
通知先e-Mail		※0(ゼロ)とO(オー)、1(イチ)とI(エル)、- (ハイフン)と_ (アンダーバー)など区別しにくい文字にはフリガナも記入してください。 h o n j o z e i m u _ 0 1 @ □ □ . j p		※0(ゼロ)とO(オー)、1(イチ)とI(エル)、- (ハイフン)と_ (アンダーバー)など区別しにくい文字にはフリガナも記入してください。 y u r i h o n j o _ 0 1 @ □ □ . j p	

【注意事項】

- 1
- この届出書は令和6年度以降各年度において、eLTAXで給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法や通知先メールアドレスの変更を希望する場合に、届出書を税務課窓口または郵送・FAX・e-mailにて提出してください。
- 2
- すでに発送している特別徴収税額通知についての受取方法の変更はできません。
- 3
- 納税義務者用(従業員等本人用)について、従業員ごとに異なる受取方法を選択することはできません。
- 4
- 郵送で給与支払報告書を提出した事業所につきましては、本届出書にて特別徴収税額通知の受取方法を「電子データ」に変更することはできません。
- 5
- 年度途中の変更は、提出の時期により直近の通知書に反映できない場合がありますのでご了承ください。